

令和7年度日本大学大学院法務研究科入学試験

第1期～第3期〔未修者〕・小論文

出題の趣旨・採点基準

※ 令和7年5月時点で、著作権の利用許諾が得られていない問題については、掲載していません。

第1期

【設問1】（配点50点）

【出題の趣旨】

法科大学院における教育では、多くの文献や判例を読むことが必須であり、また、その内容を他者にわかりやすく簡潔に説明することも必要であるから、法学未修者も、文献や判例を読み解くための基礎的な文章読解力と、これを他者に向けて説明、表現する力が求められる。

設問1は、非行少年が非行に至る以前に遭ってきた被害について説明をした本文の要旨を600字以内でまとめるというものである。

受験生は、問題文を読んで、その内容を読み取って、わかりやすく簡潔に文章にまとめる必要があり、これを一定の時間内で行う力が試される。

【採点基準】

1. 字数

字数制限（600字）を超えている場合には、1行（20字）につき1点を減点し、制限文字数—2行（560字）に達しない場合は、1行（20字）につき1点を減点する。

[減点上限10点]

2. 表現力（5点）

語彙力を含めた文章表現力に特に秀でている場合は、5点の範囲で加点する。

3. 内容点（合計45点）

本文にある非行少年が受けてきた複数の被害について、あげられている問題点を意識しつつ、簡潔かつ的確にまとめているかを評価する。例えば以下のような点を指摘等することが考えられる。

- ① 非行少年の遭ってきた被害について、これまで明らかになることはほとんどなかったという問題。
- ② 非行少年の多くが、身体的暴力、性的暴力、ネグレクトの被害を受けていたこと。
- ③ 学校でのいじめや体罰の被害を受けていた体験は80%に上ること。
- ④ 親からの虐待被害により児童福祉施設へ入所しても、その中でいじめや虐待の被害があり、矯正施設であるはずの少年院や刑務所でも同様の被害があること。

- ⑤ 非行が理由となって義務教育を受けることができず、その後の人生に必要な知識や交友などを得ることができないこと。
- ⑥ 義務教育を超えた塾や習い事、病院への通院という教育虐待の問題があること。
- ⑦ 知的障害や発達障害のボーダーライン上にある子への行政による認定をめぐる問題があること。

**【設問 2】**（配点 100 点）

**【出題の趣旨】**

法科大学院は、法律実務家になるための学習をするところであるから、現在の社会に生じている問題を認識し、文献を読むこと等からその原因に関する考察をし、問題を解決、解消する方法を自ら考えることが求められる。そして、自らの考えを他人に理解してもらるように、明確かつ簡潔に説明し、文章にする力が求められる。

設問 2 は、非行少年が受けてきた被害に対して、私たちや社会がどのように向き合っていくべきかを考え、800 字以内で述べるというものである。受験生は、本文にあげられた非行少年の受けてきた被害と非行に至ったプロセスを考えながら、現在の社会において私たちや社会はどのように向き合うべきかを考え、整理し、自らの見解を述べる必要がある。独創的な見解を述べても良い。自己の考えをまとめることによって、受験生の思考力、構想力が問われ、また、これを文章に構成して表現する力が試される。

**【採点基準】**

1. 字数

字数制限（800 字）を超えている場合には、1 行（20 字）につき 1 点を減点し、制限文字数—2 行（760 字）に達しない場合は、1 行（20 字）につき 1 点を減点する。[減点上限 10 点]

2. 表現力（5 点）

語彙力を含めた文章表現力に特に秀でている場合は 5 点の範囲で加点する。

3. 独創力（5 点）

構成や内容に独創性に特に秀でている場合は、5 点の範囲で加点する。

4. 内容点（合計 90 点）

本文に述べられている非行少年が遭ってきた被害を参考にして、これらが少年らにどのような悪影響を与えるものかを考えながら、現在の社会において私たちや社会としてできることを検討し、受験生の見解を述べることになる。以下のような項目を取り上げることが考えられる。

- (1) 被害による悪影響としては、①家庭内だけでなく、教育現場や矯正施設内における虐待被害を受けることで、他者との信頼関係を築くことが難しくなり、社会に適応することが困難となりやすい。②非行を行ったことで義務教育を受けられず、社会生活をする

上での必要な知識や交友関係を得ることができず、助言を得る手段方法を身につけられない。③過度な教育も、少年の不満を募らせ、身体的・精神的な疾患を引き起こしかねない。④少年の知的障害や発達障害が行政等のボーダーライン上にあることで認定を受けられない場合、結果として行政から必要な援助を受けることができず、周囲による合理的な配慮が欠如しかねない、等。(30点)

(2)それに併せて、社会や私たちはどのように非行少年の遭ってきた被害に向き合っていくべきかを記述することになる。記述内容に制限はないが、予防的な面、事後的な面の双方から検討する必要がある。例えば、公的な支援としてどのような枠組みが考えられるか(例えば、児童相談所による保護や教育支援等の業務を充実させていくことや、子育て支援を充実させていくこと、各施設における第三者による監視等)を具体的に述べればよい(記述内容は支援に限るものではない)。それぞれの論述を見て評価する。(60点)

### 第3期

【設問1】(配点50点)

【出題の趣旨】

法科大学院における教育では、多くの文献や判例を読むことが必須であり、また、その内容を他者にわかりやすく簡潔に説明することも必要であるから、法学未修者も、文献や判例を読み解くための基礎的な文章読解力と、これを他者に向けて説明、表現する力が求められる。

設問1は、本文を読んで、筆者のいう「ギーチ的な相対主義」が何であるかを400字以内で要約するというものである。要約することを求められているため、単に、本文をつなぎ合わせるだけでは設問に答えたことにはならない。受験生は、問題文から、その内容を読み取って、わかりやすく簡潔に文章にまとめる必要があり、これを一定の時間内で行う力が試される。

【採点基準】

#### 1. 字数

字数制限(400字)を超えている場合には、1行(20字)につき1点を減点し、制限文字数—2行(360字)に達しない場合は、1行(20字)につき1点を減点する。[減点上限10点]

#### 2. 表現力(5点)

語彙力を含めた文章表現力に特に秀でている場合は、5点の範囲で加点する。

#### 3. 内容点(合計45点)

あるものを同一であるかどうかを考えるには、単に同一であるというだけでは判断でき

ず、特定の種別概念を付与しなければ同一を判断できない相対的なものである、ということ本文に沿って要点を拾いつつ、次の指摘等をあげて、簡潔かつ的確にまとめているかを評価する。

- (1) 同一性の成立の可否は、種別概念にどのような概念が当てはまるかによって変動すること。
- (2) 「同一である」という述語と「一である」という述語は、どちらも種別概念がなくては成立しない。
- (3) ものを数えるには種別概念が必要であるのと同様に、同一か同一でないかを決定するにも種別概念が必要となる。
- (4) 多者の問題（千一匹の猫のパラドクス）については相対的同一主義とそれに対応した数え上げを認めることで解決できるが、分裂の問題（テセウスの船のパラドクス）については、解決できない。
- (5) 上記説明をするにあたっては、本文中に登場するティブルスの猫やランプの例などを挙げてもよい。

## 【設問2】（配点100点）

### 【出題の趣旨】

法科大学院は、法律実務家になるための学習をするところであり、法律実務家としての重要な能力として、文書作成能力が求められる。文献を読むこと等から、その云わんとすることを理解し、自らの頭で整理し、自らの結論を論理的に組み立てて、それを他人に理解してもらえるように、明確かつ簡潔に説明し、文章にする力が求められる。

設問2は、本文中に出てくるテセウスの船S1と同じ船であると言えるのは、S2とS3のどちらであるか考えるかを600字以内で述べさせる問題である。テセウスの船S1と同じ船であるのがS1であろうとS2であろうと結論はどちらでも構わないが、自己の見解を、本文の考え方を参考にしながら整理して、自らの見解と結論を述べる必要がある。独創的な見解を述べても良い。自己の考えをまとめることによって、受験生の思考力、構想力、論理力が問われ、また、これを文章に構成して表現する力が試される。

### 【採点基準】

#### 1. 字数

字数制限（600字）を超えている場合には、1行（20字）につき1点を減点し、制限文字数－5行（500字）に達しない場合は、1行（20字）につき1点を減点する。[減点上限10点]

#### 2. 表現力（5点）

語彙力を含めた文章表現力に特に秀でている場合は5点の範囲で加点する。

### 3. 独創力（5点）

構成や内容に独創性に特に秀でている場合は、5点の範囲で加点する。

### 4. 内容点（合計90点）

何をもって同じ船であると考ええるかによって結論が異なることを意識して、受験生なりの考え方と結論を、筋道立てて述べる必要がある。最終的な結論は、S1と同一の船はS2、S3のどちらでも構わない。以下のような項目を取り上げて自己の結論を述べるとよい。

- (1) ギーチ的な相対主義によれば、「S1はS2とS3のどちらと同一なのか」という問題設定には問題があり、種別概念をはっきりさせることで一見解決可能になる。例えば、船という種別概念で同一性を考えれば、S1はS2と同じ船といえるが、木の板の集まりという種別概念で同一性を考えれば、S1とS3は同じ木の板の集まりといえる。(30点)
- (2) しかし、S3を作らずに、S1の木を使ってS4を作った場合には、S1とS4は同じ木の板の集まりではなく、同じ船と見えることから、ギーチ的相対主義では必ずしもS1はS2とS3のどちらと同じ船かという問題については、解決策とならないことが示されている。(10点)
- (3) 上記のような観点をもとに、同じ船に関する基準を定めて検討すればよい。S1と同様の機能を持ち同様の仕事ができるという点に基準を置けば、S2が同じ船であるといえるだろう（仮にS2はS1と同じ船ではない、と考えると、いつからS2はS1と同じ船でなくなったのかとい問題も生じる。）。一方で、S1と同様の劣化具合や歴史的背景を持つという点に基準を置けば、S3が同じ船であるといえるだろう（鉄板のS2はそれらの性質を有しない。）。(40点)
- (4) 記述にあたっては、自己の見解のみを主張するだけでなく、他の見解を挙げながら多角的に検討し、自説が妥当であるという説得的な論証ができればなおよい。(10点)

以 上